

The Formation of the Iyemoto System

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-02-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 守屋, 毅 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00004540

家 元 制 度

—その形成をめぐる—

守 屋 毅*

The Formation of the *Iyemoto* System

Takeshi MORIYA

This article examines the *iyemoto* system, focusing on its historical development. In chapter I the difference between personal and individual *iyemoto* and the *iyemoto* system as an organization or institution is discussed. Then the various usages of the word *iyemoto* in the literature of *Edo* period are examined. In chapter II popularization of performing arts is discussed from the following aspects: (1) the spread of aesthetic pastime in *chonin* (townsmen) society; (2) the enlightenment of performing arts and publication of secret traditions; and (3) the appearance of masters in town. This chapter attempts to clarify the situation which led to the formation of the *iyemoto* system. In chapter III activities of the *iyemoto* itself which preceded the formation of *iyemoto* system are discussed, mainly focusing on: (1) dependence on the *Tokugawa* feudal system; (2) the establishment of *iyemoto* in *Kyoto*; and (3) the legitimization of *iyemoto*. That particular *iyemoto* retained supremacy over the others is pointed out. In chapter IV organizational methods adopted by the *iyemoto* are discussed. These methods are: (1) systematization of 'aesthetic pastime' population and *natori* (accredited master) system; (2) renovation of curriculum for educating the public, and the awarding of a diploma; (3) *iyemoto* and the right of issuance of a diploma; and (4) renewal of the charisma of *iyemoto*. In chapter V changes in methods of performance incidental to the formation of the *iyemoto* system are referred to, such as: (1) the seven special ceremonies of the *Senke* family in the tea ceremony; (2) the change from *rikka* to *ikebana* in flower arrangement; and (3) the emergence of *utai* chanting in

* 国立民族学博物館第1研究部

the *noh* play. The relationship between the formation of the *iyemoto* system and the popularization of performing arts is speculated on. The article concludes with a discussion of wholly future development of the *iyemoto* system.

I. 緒論	(1) 大住院事件と池坊
1. 小稿の課題と意図	(2) 利休百回忌前後の茶湯界
2. 家元と家元制度をめぐって	IV. 本論——その3
3. 「家元」という言葉の史料上の所見	1. 名取制度と遊芸人口の系列化
II. 本論——その1	2. 大衆教授のメカニズム
1. 町人社会における遊芸の普及	3. 完全相伝と不完全相伝
2. 啓蒙期の芸能と秘伝の公開	4. カリスマ性の存立根拠
3. 「諸師」の輩出と芸能者の変貌	V. 本論——その4
III. 本論——その2	1. 千家七事式の歴史的位置
1. 幕藩体制と芸能師範	2. 立花から生花へ
2. 家元の京都在住とその意味	3. 能太夫と素謡諸師
3. 家元における正統性の確立	VI. 結語

I. 緒論

1. 小稿の課題と意図

いわゆる家元制度は、江戸時代の歴史的所産である。しかし、にもかかわらず現代もなお伝統的芸能の過半を制する組織として機能しているし、また新分野へも拡張をつづけ、近年では国際的なネット・ワークさえ確立しつつある。したがってそれを、単に封建遺制といった性格のものとするのは当をえていないし、いまさら家元功罪論をたたかわせてみたところで、あまり意味はない¹⁾。家元制度の存続は、それが近世・近代を貫流したという意味で、日本文化史における前近代・近代の連続性・非連続性、はたまた江戸時代文化の性格について、かなり本質的な問題を提起しているといえよう。

1) 家元制度に関する研究は、第二次世界大戦後になって開始されたといつてよい。しかも戦後の思潮を背景に、封建制批判ないしは封建遺制打破といった命題のもとに、家元研究が出発した。したがって、この時期の議論のなかには、家元の功罪をとうという性格がぬぐいがたい[立川・広瀬 1978: 175-178]。現在、こうした皮相な功罪論はおこなわれなくなったが、芸能の現場にちかひ人々のなかには、芸能の継承や創造をめぐって、家元の存在に批判的な見解をのべるものもある[権藤 1978: 104-110]。また、かつて家元に批判的な言論をなしたもので、いまや条件つきながら一種の擁護論に転じた例もある[武智 1978: 56-61]。

小稿は、その家元制度について、とくに成立の歴史的経過にさかのぼって、あらためて考察をこころみようとするものである。あらためてというのは、家元制度の成立をめぐる研究は、すでにかかなりの量の蓄積をみているからである。今日の研究動向とその水準は、『歴史公論』第4巻第4号〈特集・家元制度と日本の社会〉に網羅されており²⁾、また同号にはすぐれた研究史の要約もあることゆえ [立川・広瀬 1978: 175-185]、ここでくりかえすことはさける。

にもかかわらず、筆者があえて小稿をとうには、すくなくとも二つの理由がある。第一は、従来の研究が家元制度の成立をとくにあたって、主として相伝形態の変化に力点をおくため、その組織の解明にかならずしも充分ではないとおもわれることにある。私見によれば相伝形式の変化も、組織化の一環としてとらえなおす必要があるとかんがえる。第二は、近来、人類学者の一部に家元制度を超歴史的に日本の社会原理一般にまで敷衍する論があるのに対して、なおそれが、ある時代の固有の歴史的条件のもとで成立したことを明示しておきたいという点にある。すくなくとも、その成立の歴史的経過をみるかぎり、家元制度が日本社会に本来的に存在する原理であるや否やの判定には、慎重にならざるをえないのである。

したがって、小稿は家元制度が、どのような状況に対応して生じた、どのような組織なのかという解明に、従来あまり鮮明でなかった視点を提示しうるものとかんがえる。

2. 家元と家元制度をめぐる

ひとくちに家元とよばれるが、その内実はすこぶる多岐にわたる。いまここに『諸流家元鑑』と題する刷物がある。刊年の記載をかくが、およそ19世紀前期の板行と考証されている³⁾。そこには、表題のごとく、分野にして31種、流派にして100にあまる家元の家名が記されており(表2参照)、江戸後期における一般の家元に対する通念をしるうえで、興味ぶかい内容をもっているといえよう。もっとも、その呈示するところと、今日の常識でいう家元との間には、すくなからず異和の感を禁じえないが、そのことは、ここではふかおいはしない。当面は、家元の名をもってよばれる対象の多様性が、了解されればよい。

2) 筆者もまた同誌に「家元制度の成立」と題する小論をよせたものである [守屋 1978a: 33-40]。しかし前稿は紙数の制約上、考察の骨子をのべるにとどまった。本稿は前稿の素描のうえに、さらに同誌の諸論文に啓発されて、より具体的に論旨を詳述するものである。

3) 『諸流家元鑑』については、[林屋 1974a: 244]に言及するところがあり、その全容は、『歴史公論』第4巻第4号に影印でもって摘出されている。刊期については [林屋 1974]が「化政期ないし天保期」とし、[筒井 1978a: 87]が「化政期以後」とする。

表1 西鶴諸作品にみえる遊芸

		堺の芸自慢 (『日本永代蔵』巻二)	室町の器用 (『日本永代蔵』巻六)	伊丹の酒屋の中男子 (『西鶴織留』巻一)
書	道	手は平野仲庵に筆道を許され……	目安も自筆	
詩	文	詩文は深草の元政に学び……		
儒	学	伊藤源吉(仁斎)に道を聞き……		物説は宇津宮(逐庵)に道を聞き……
連	歌			連歌は新在家へ立入……
連	俳	連俳は西山宗因の門下……	連俳も当流(宗因風)	俳諧は難波の梅翁(宗因)……
茶	湯	茶の湯は金森宗和の流れ……	茶の湯は利休のながれ……	茶湯は金森の一伝……
立	花			立花は池の坊に相生迄習ひ……
聞	香		香を聞くこと京にもならびなし……	十炷香は山口円体に聞覚え……
能	楽	能は小島の扇を請け……		
音	曲	鼓は生田与右衛門の手筋……	謡は三百五十番覚へ……	音曲鳴物四座の直伝を習ひ……
一	節	一夜切は宗三に弟子……		
浄	璃	浄るりは宇治嘉太夫節……	浄るりは山本角太夫……	嘉太夫節
踊	謡	おどりは大和屋甚兵衛に……		
歌	箏	八橋檢校に弾ならひ……	小歌は本手の名人……	小歌は岩井(弥四郎)…… 琵琶・琴は葉山……
遊	女	女郎狂ひは島原の太夫高橋……		
野	郎	野郎遊びは鈴木平八をこなし……		
滑	稽	噪ぎは両色里の太鼓	文作は神楽・願斎もはだし……	弥七が文作、鸚鵡が物まね……
曲	芸		杖がへしなどは古伝内に横手……	
口	上		長口上もいひかねず……	
蹴	鞠	飛鳥井殿の御鞠……	蹴はむらさき腰をゆるされ……	鞠は紫腰をゆるされ……
囲	碁	玄斎(上手井)の碁学……	碁二つと申……	碁所に二つまで打なし……
揚	弓		楊弓は金書ぐらい……	楊弓は一中(今井)がりに……
有	職			有職の道者にしたひ……

とりえず教派・宗派とでも称すべき宗教関係の分野を除外すれば、『諸流家元鑑』が掲載する雑多な諸分野にも、大別して二つの系統がみだせるようにおもわれる。ごく大雑把にいて、それは、王朝このかたながい歴史を有する分野と、中世後期ないし近世初頭にその地位を確立したものと二つである。そしてほぼ上記に対応して、公家家業に属するものと、民間におけるものといった相違が、指摘できるであろう。

ところで、小稿の考察の対象は、家元一般あるいは家元個人ではなく、あくまでも家元制度にある。家元一般・家元個人と家元制度とをわけてかんがえることについては、すでに研究者間に一定の了解ができている。すなわち、家元制度という場合は、家元を中心にして形成された制度的な組織体をさす。家元を自称・他称するものはすくなくないが、それらのすべてが家元制度とよぶにたる組織体をかたちづくっているわけではない。むしろ、家元制度の水準にまで達した家元は、かなり限定された分野にみられるとさえいえよう。

それは、先引の『諸流家元鑑』に羅列された諸家元においても、同様である。これらのうちで、当時（そして今日もなお）典型的・理想的なかたちで家元制度を形成していたものとなると、おのずとその範囲はしばられてしまうのであって、分野でいえば茶・花・香および謡（史料上の記載は「申楽」）ということになるろう。これらはともに、中世後期ないし近世初頭に、それも民間人として家元の実体をかためたという共通項をもつものであり、先に指摘した系譜でいうと、後者の列にそのまま重複することになる。前者——すなわち公家系の家元が幕初における徳川家の宮廷政策によって、家業に専念するという名目のもと、宮廷社会に封じこめられてしまった〔熊倉 1970a: 8-17〕のに対して、後者は、徳川封建体制に依存し、かつ町人社会の昂揚にあいのりするかたちで、流勢の伸張をえたグループなのであった⁴⁾。

なお付言すれば、右のような意味での家元制度の形成が、ほぼ18世紀の出来事であることも、現在、定説化しているといつてよい。分野あるいは流派によって多少の遅速はみられるものの、茶・花・香・謡などの領域では、踵を接するかのよう、18世紀に家元制度の実体がとどいたのである。したがって、それらの分野においては、この時期、共通して家元制度の形成をうながす芸能史的状況が存在していたとかんがえねばならない。すなわち、小稿の考察の範囲は、とりえず18世紀およびそれに先行する時代にしばられることになる。

4) この点をかんがえるに、香が好材料となる。実は香は公家系・民間系の両方にまたがるからである。このうち、公家の三条西家に伝承された御家流香道は、ついに家元制度にまで発展せず、おなじ香道でも、室町時代の町衆志野家にはじまる志野流は、蜂谷家に継承されて、家元制度の形成をみたのであった〔守屋 1979b: 225-226〕。

3. 「家元」という言葉の史料上の所見

さてここで、家元という言葉それ自体について、すこしく史料上の吟味をくわえておかななくてはならない。というのも、家元という言葉が流布をみるのは、史料上の所見によるかぎり、そうふるくからのことのように、おもえないからである〔筒井 1978: 86-87〕。

現在までに紹介されている史料の範囲では、天明3年(1783)の『不白筆記』にみえる2用例を初見とし、それをさかのぼる例は、いまだにみいだすことができない。『不白筆記』は、茶道江戸千家の祖、川上不白の手記であるが、同書には「家元代々の像」「家本ニ有之ハ……」という表現があって、「家元」もしくは「家本」という語が記されているのである。前者は宗家歴代の画像という意であり、今日でいう家元という言葉と同様に解される。ただし後者は、不白からみて主筋にあたる千家をさしており、むしろ御本家といった意味にちかい。家元という言葉には、芸能の宗家をさすほかに、分家に対する本家(ときにはその逆)を意味する用法もあるから⁵⁾、これなどは、その用例にくわえていいものであろう。

当面の話題からして問題となるのは、いうまでもなく前者の例である。この線にそって他の用例をみていくと、寛政9年(1797)刊『瓶花容導集』に、「家本撰」と記してあるのが、注目される〔伊藤 1978: 27〕。この「家本」は花道の池坊22代専定その人の謂である。これは特定の人物をさして家元と明記した最初の例となる。ついで茶道の方では享和3年(1803)刊『茶話真向翁』に⁶⁾、「千家および藪内を茶の家本と唱ふ」という記事をみ、さらに同年の『後はむかし物語』に能(謡)の稽古に関連して「早く家もとの弟子と成り、伝授事をも多くすますを旨とし、家もとも謝礼をとる事なれば」と、弟子・伝授・謝礼といった家元制度を構成するキー・ワードをともなって、「家もと」の語がつかわれている。

上述のごとく、家元という言葉は、ようやく18世紀末から19世紀初頭にいたって、史料上に用例をますのである。つまりそれは、今日いうところの家元制度が成立したのちに、はじめて意識された呼称だということになる。逆にいえば、家元制度とい

5) 『大日本国語辞典』は、「いえもと」の項に、芸能の伝統的技芸を継承してきた家筋・者・身分という第一の解とともに、第二として「分家から本家を指している語。大分県や鹿児島県の一部では分家をいう」とする〔日本大辞典刊行会 1972: 624〕。

6) これまでは、『茶話真向翁』の刊年を享保3年(1718)として、それより前の元禄期には、すでに家元の称が生じていたとみなされてきた。これは〔西山 1959〕にはじまり、以後の研究者も無批判にうけついでが、同書が翻刻されるに際して刊年が享保ではなく享和3年であることが指摘され〔筒井 1976: 17-18〕、家元という言葉の初見がおおはばに時代をさげることになった。

ったあたらしい組織体が形成をみたとき、その中枢をなす諸流宗家の存在が、従来とはちがった名称でよばれなくてはならなかったと理解されるのである⁷⁾。家元という言葉の通行そのものに、家元制度形成という歴史的経過がはらまれていたことに、われわれは気づかねばならない。その家元という言葉が、『諸流家元鑑』にみられるように、きわめてひろい領域に汎用されるのは、さらにその後の段階なのであった。

Ⅱ. 本論—その1

先述のように、家元制度の形成が18世紀の事象であったとするならば、その形成過程を論ずる小稿は、まず、それに先行する17世紀の芸能状況の考察より出発するのが穏当であろう。むろん、ここで17世紀における芸能史の一般的記述をなす必要はないし、そのつもりもない。当面の課題に即して肝要なのは、近世初期芸能史の諸現象のなかに、将来、家元制度の形成を促進していくことになるであろうはずの、そのいく筋かの動向をみきわめることにある。この考察は、とりもなおさず、家元制度形成の端緒もしくは前提となる条件を明確化する作業にほかならない。

いま結論を先どりしていえば、その諸動向は、総じて遊芸の大衆化という言葉で概括することのできるものである。家元制度の組織的整備は、その大衆化状況への対応として理解すべきものとかがえられる。

1. 町人社会における遊芸の普及

家元制度が形成をみる前提として、まず第一に指摘されなくてはならないのは、町人社会における遊芸の広汎な浸透についてである。ここでいう遊芸とは、専門的な芸能者以外の一般人が、余技としておこなう芸能行為をさしている。今日の用語でいえば、芸事もしくは習事にあたるものである。かかる素人の演芸は、かならずしも当該時期に固有の事柄ではない。王朝貴族の遊宴などは、その好例とすべきものであったが、しかしそれらは、いわば芸能史の周辺に生じた現象であって、各時代の芸能状況の中心的話題とするには、たらぬものでしかなかった。

しかるに、17世紀を通じて遊芸が各界・各層にいちじるしく拡張した傾向は、あら

7) では、家元という語が生ずる以前に、宗家ないしその当主をどのような称でよんだかが疑問となるが、それを論ずるだけの史料がない。ただ、立花池坊については、松葉軒玉翁著『ふ』に「彼家（池坊）ハ古今道の本所」、荒木田成季著『立花聞書良禽鈔』に「本家の後の障」などとあり、「本所」「本家」といった表現がみえる。もっとも後者の例は、池坊より分派した大住院（後述）に対して池坊を「本家」といっているわけで、いわゆる家元に先行する用語の例とはならないかもしれない。

ためて注目に値するものがあつた。劇場による玄人の舞台芸能（歌舞伎や人形浄瑠璃など）と、座敷を会場とする素人の室内芸能（いうところの遊芸）とが、ひとしく存在を主張しあう近世芸能史の構造が、この時期にかたちづくられたのであつた [守屋1979b: 202]。ことに遊芸の普及は、新興の町人層に顕著にあらわれ、元禄期をむかえる頃——すなわち17世紀末には、町人の生活と遊芸はわかちがたくむすびついていたのである。

町人社会への遊芸の浸透が、彼らの経済力の向上にともなつてもたらされたことは

表2 『諸流家元鑑』にみえる家元・流派

神	道	唯一宗源，両部習合，本跡縁起，長官白川家，長職吉田家
仏	道	三輪宗，法相宗，俱舍宗，成実宗，律宗，華嚴宗，天台宗，真言宗，禅宗，浄土宗，一向宗，日蓮宗，時宗，融通念仏宗
修 験	道	本山聖護院宮，当山三宝院殿
儒	道	菅家，清家，林家
医	道	丹波家
陰 陽	道	土御門家，幸徳井家
亀	卜	吉田家
衣	紋	家元高倉家，家元山科家
諸	礼	家元小笠原家，今川家，伊勢家
算	法	関流，宅間流，宮城流，和田流，最上流，中根流，三木流
花	道	生花松月堂古流家元植松家，立花家元六角堂池坊
茶	道	家元 <small>表裏</small> 千家
香	道	志野流，相阿弥流
申 (能)	楽	上掛家元観世，同宝生 下掛家元金春，同金剛，同喜多
幸 若	音 曲	家元幸若
和	歌	二条流，冷泉流家元冷泉家
	笙	家元豊家，同辻家，同蘭家，同林家
箏	箏	家元阿部家，同窪家，同東儀家
	笛	家元山井家，同上家，同岡家
琵琶	琴	御家元伏見家，家元西園寺殿，同今出川殿，同花園家
箏・和	琴	家元四辻家
神楽歌・歌曲	歌曲	家元綾小路家，同持明院家， <small>神楽歌曲</small> 家元多家
左	舞	家元辻家
右	舞	家元林家，同東儀家
書	道	一流御家元有栖川宮，一流御家元青蓮院宮，一流家元花山院殿，一流家元持明院家
画	工	一流家元土佐家，一流家元狩野家
蹴	鞠	家元飛鳥井家，同難波家
連	歌	家元里村家
俳	諧	伊勢流，西山流，貞門，蕉門，江戸派，美濃派
囲	碁	家元本因坊，同井上氏，同安井氏，同林氏
将	碁	家元大橋氏，同伊藤氏

いうをまたないが、その態様や機能には複雑な内容がはさまれていた。それらの点については、すでにくわしく論述したことがあるから [守屋 1977: 32-54]、委細は前稿にゆずり、いまは端的な事例をかかげて、町人たちの遊芸への傾倒を指摘するにとどめる。その事例は、当時の浮世草子作者井原西鶴の作品にみいだされる(表1参照)。西鶴が『日本永代蔵』巻二のなかで、江戸東海寺門前にたたせた乞食の告白は、かつてその男が修得した16種もの芸事をかたっている。さらに『西鶴織留』にえがかれた摂州伊丹の豪商の息子の描写にも、やはりほぼ同数の芸事をかぞえることができ、同様の文章は他にもみうけられる。いずれも一人の人間がおさめるには過大な数であり、草子にありがちな文飾の誇張をまぬがれえないが、ここに列挙された諸芸は、その頃の町人が参与した遊芸の総覧とみるべく、町人的遊芸世界の構図なのであった。それになによりも、こうした遊芸にかかわる話題が、くりかえし大衆的文芸の素材となること自体に、町人生活にしめる遊芸の位置が反映している。

2. 啓蒙期の芸能と秘伝の公開

第二に指摘しうることは、出版という近世的な伝達手段の展開にもなって生じた、あらたな芸能史上の現象についてである。

17世紀は、各分野をとわず、知識や技術の啓蒙が活発に進行した時代であった。出版——とくに大量印刷を可能にした整板本の出現——というあたらしいマス・メディアの開発に先導されて、各種の「全書」「図彙」(全集・図録)の表題をかかげる書物⁸⁾が、しかも「訓蒙」(入門書)の名をそえて、あいついで開板をみたことについては、すでに先学に論がある [林屋 1964a: 371-374]。それらのうちに、芸能関係の書籍が相応の比重をしめたことは、この際もう一度、着目すべきであろう⁹⁾。芸能もまた、いわば啓蒙期に際会していたのであって、それと、町人社会への遊芸の浸透とは、表裏一体の現象であったと理解するのがただししい。

出版と芸能が連動することで、その知識や技術が公刊をみる事態は、なにも芸能に対する一般の関心がたかまったことばかりを、意味していたわけではなかった。それは、『古今茶道全書』が序文に「諸家の秘奥を集め」とうたっているごとく、よりつ

8) 元禄3年(1690)刊『人倫訓蒙図彙』、元禄9年(1696)刊『農業全書』(宮崎安貞著)、正徳3年(1713)刊『和漢三才図会』などの出版物を想起されたい。

9) たとえば能楽においては、貞享4年(1687)刊『能之訓蒙図彙』、同『舞楽大会』、元禄10年(1697)刊『能之図式』、元禄12年(1699)刊『舞楽莖葉大全』などの書物が、これにあたる。花道では天和3年(1682)刊『立花大全』、貞享5年(1688)刊『立花指南』、元禄8年(1695)刊『立花便覧』、享保2年(1717)刊『立花訓蒙図彙』、享保5年(1720)刊『立花全書』などがある。また茶書については、[筒井 1978b]を参照のこと。

きつめてばえい、従来ごく限定された人々——専門的芸能者集団の内部に占有されてきた伝統的な芸能伝承、いわゆる秘伝の一部もしくは全部が、ひろく大衆のまえに開陳されることを意味していたのである¹⁰⁾。そしてそれは、「一子相伝」といった言葉に典型的にあらわされる閉鎖的な芸能教授の形態に、根本的な変化をしいるものであったといわねばならない。いまや奥儀は、厳格な徒弟的修業ののちに、ひそかに伝授されるものではなく、市井の書肆の店頭にあったといえる。

遊芸が、「稽古事」「ならい事」の側面をかかせないとすれば、教授形態の簡易化は、いっそうその普及・拡散に拍車をかけることになる。「全書」「図彙」といった一般的啓蒙書が具体的な教習とどれほど関連していたかは検討の余地をのこすが、いわゆる稽古本の出版が盛行をみるにつけ、上の事態はより顕在化した。ここでは、浄瑠璃正本を例にのべよう。「正本」とは、文字どおり権威者のかたまった正統の本文という意であり、もともとは浄瑠璃の詞章を印刷に付した出版物にほかならない。ところがその浄瑠璃正本は、宇治加賀掾を画期として、先行の謄本にならって節付をほどこし、稽古本の体裁をとるにいたったとされている。秘伝もしくは口伝とされていた節付を公開することによって、それは、単なる読物ではなく、浄瑠璃の独習用教本もしくは教授用教本としての機能をかねることになったわけである。大衆が一冊の書物によって、その道の権威にむすばれるという図式が、ここにうまれる。

3. 「諸師」の輩出と芸能者の変貌

しかし、遊芸とはいえ芸能があくまでも技芸の体得によってなりたつものであるかぎり、書物による伝達に一定の限界があるのは、自明であった。出版による啓蒙は、同時にその不備をおぎなう芸能教授スタッフの出現をうながしていたのである。家元制度の形成の前提をなす第三の動向が、この点にもとめられる。

先に関説した西鶴の記述が、「手は平野仲庵に筆道を許され……」といった具合に、諸芸それぞれに相承の関係を列記しているのは、出版物による普及・啓蒙がすすんだにもせよ、やはり芸事がしかるべき師匠について伝授されねばならなかったことを、示唆している。むろん、西鶴の列举する師匠たちは、当代著名の人物ばかりであって、これらを巷間の町師匠と同列にみなすことはできない。しかし、そうした名人上手に

10) 林屋辰三郎氏は、『古今茶道全書』の分析を通じて、その書物の特色を「中世的秘伝の世界からの解放」「説明の合理性」「諸流を公平に通観して一流に偏さないこと」の三点を指摘し、「平易な振仮名つきの文章」「図解をもって説き明かす」といった手法にもふれ、「元禄時代という町人の大衆社会の成立をまえにして、大きな啓蒙的役割を果たした」とむすんでいる【林屋1964b: 382-383】。これらの性格は、花道伝書の公刊に関する研究【波戸1967: 26-34】などからして、この時期の他の芸能啓蒙書にも共通するものであったといえよう。

おいてさえ、素人を対象とした芸能教授にたずさわっていた現実が、上の記事にはうかがえるのである。

われわれは、17世紀において芸能者の社会的な存在に、おおきな変化があったことに気づかねばならないだろう。芸能者それ自体が、求道者から啓蒙者への変貌をとげた——とまでいうのが過言にすぎるなら、その両方を兼備せねばならないところに、さしかかっていたのだった。なぜならば、町人社会に形成された膨大な遊芸人口は、それにみあった量の教授陣を必要としていたからである。

西鶴がいわば名鑑風につづった著名芸能者の背後には、それに数倍する大量の諸師がひかえていたのである。『京羽二重』『江戸鹿子』『難波鶴』などの町鑑（都市案内書）が、改板のたびに掲載をかかさなかった「諸師諸芸」の項は、その状況の一端をつたえている¹¹⁾。むろん、こうした書物にも掲載されない群小の町師匠のおびただしく分布したこと、類推にかたくない。ことに無名諸師の生態は、そもそも最初からみずからの芸道に精進するといったものではなかった。あるいは後継者の養成にあたるものでもない。むしろ素人大衆を相手に、芸の手ほどきをするところに、彼らの存在理由があったのである。

Ⅲ．本論——その2

以上のべきだったような遊芸の大衆化が進行する一方で、やがて家元制度の中核にすわることになる諸流宗家——いわゆる家元は、どのようなうごきをしめていたのであろうか。つぎに、これら家元たちの17世紀における動向について概観する。むろん、ここでも家元全般についての議論は、必要でない。話題は、のちに家元制度とよぶに充分な組織を形成することのできた特定のものに限定される。家元制度形成の契機をあきらかにする小稿の意図からして、彼らの足跡をたどることで、ことたりてあろうからである。

以下、その動向のなかより特徴的な事実を三点にわたって検討してみる。

1. 幕藩体制と芸能師範

その第一にあげるべきは、のちに家元制度を達成する流派宗家のおおくが、17世紀のある時点で諸大名の「おかかえ」となり、なにがしかの扶持を給付される立場に身

11) 『京都の歴史』第6巻 [京都市編 1973: 124-125] に、『京羽二重』諸板（宝永・延享・文化）の「諸師諸芸」の一覧表が掲載されているので、参照されたい。上によれば、宝永板では24種117名、延享板では30種122名、文化板では30種211名の記載がみられる。

をおくにいたる事実であった。彼らは、世にいう「知行とり」になったのである。それは、足利義満と世阿弥、豊臣秀吉と千利休のごとき個人的関係ではなく、御数寄屋頭などの名称のもと、各家の職制のなかに位置づけられ、かつ世襲的にその職をつぐのが通常であった。公家系の家元とはことなり、もともと一介の民間人にすぎなかった町人宗匠が、幕藩体制支配層のなかに一定の地位をえたという意味で、これは看過しがたい出来事であったといえよう¹²⁾。

幕政初期における武断的態勢が、ほどなく文治的なそれへと移行する過程で、武家社会の内部には遊芸への志向が顕在化した。武士の修養として、武芸より遊芸へと重点の推移がみられたのである [村井 1969a: 251-252]。かくして武家社会への遊芸の普及は、むしろ町人社会に先行してあらわれることになる。諸々の大名家において著名な宗匠をめしかかえ、藩主はもとより家臣に対する芸道師範の役に任ずる風潮がしきりであった。家元たちが芸業をもって官途につく道は、大名の側からひらかれたのである。もっとも、彼らが仕官に応ずることは、その求道者より教授者への転身もものがたっており、そのかぎりでは巷間の町師匠の動向と軌を一にしていた。

例を茶道の千家の場合にとると、この芸能者としてのいきかたの差は、千宗旦とその息子たちとの間に歴然とあらわれる。宗旦彼自身は、一生を千家再興についやし、主家をもつこともなく清貧のうちに生涯をおくり、ために「乞食宗旦」の異名をも甘受せねばならなかった¹³⁾。しかしその宗旦にして、こと息子たちの身上となると、彼らの「ありつき」(主どり)に、なみなみならぬ関心をいただいていた様子が、宗旦文書の公刊によってしられるようになった [林屋 1974b: 158]。宗旦自身は出仕しなくとも、世の趨勢は彼の眼にもみえていたのである。

そして父親の期待どおり、宗旦の嗣子宗左(表千家・不審庵)は、はじめ唐津城主寺沢志摩守広高のもとに就職し、ついで寛永19年(1642)に紀州徳川頼宣のもとにお

12) 将軍家ないし幕府における芸能師範のありようは、分野によって一様でない。茶湯の場合は、五代将軍綱吉の代にいたり、それまで古田織部(秀忠)、小堀遠州(家光)、片桐古州(家綱)とつづいてきた武人茶匠による茶湯師範の慣行が途絶し、以後は幕府職制による数寄屋頭以下が、柳宮茶湯を管掌することになる。これについては「幕府体制の確立の結果、将軍の権威は確立し、もはや将軍は指南される対象ではなくなった」とされる [村井 1969: 243]。しかし能楽だと、観世太夫元章(1722~1774)は、父につづいて家重・家治二代の将軍家能指南役をつとめており、元章による家元制度の強化(たとえば明和改正謡本の刊行)も、将軍や有力諸侯の後援のもとに推進されたものといわれる [竹本 1978: 141] から、一概に村井説のみでわりきれものではない。

13) 宗旦の貧窮をしめす史料はすくなくないが、ここには『隔賞記』寛永17年(1640)4月2日条をかかげる。

今日、宗旦先年借用之銀子之借状持参、而返千宗旦、則宗旦喜悦也。

これは金閣寺の鳳林和尚が、宗旦の借金を棒びきにしてやったことを記しており、宗旦が各方面の知己に金をかりていた様子がうかがえて興味をひく。

もむき、やがて御数寄屋頭として200石の高禄をもって遇されたといわれる。さらに次男宗守（武者小路千家・官休庵）は讃岐松平家に、四男宗室（裏千家・今日庵）は加賀前田家に、それぞれ茶頭としてつかえるなど、有力大名のもとに仕官をはたしたのである〔西山 1962: 174〕。門人たちもまた山田宗偏が三河吉田藩へ、藤村庸軒が藤堂家へとといった具合に、大名のもとに出仕をえている。

当時、人々はこうした芸能師範の仕官を「お館いり」¹⁴⁾と称した。そしてその「お館いり」は、同業芸能者間にあって彼らの地位を優越させることになり、やがて家元制度が成立していくに際して、現実的な体制の裏づけとして、有利に作用したのである。

2. 家元の京都在住とその意味

第二に考慮にいれておいていいのは、これらの宗家が、諸家中の芸道師範として知行をとるようになって、なお依然として京都からはなれようとしなかった点である。上記のように三千家はおのおの大名のもとに出仕したが、本拠を京の地からうつしてはいない。60人扶持をたまわって前田家にめしかかえられた宗室は、金沢移住を要請されながら、父宗旦よりゆずられた京の茶亭の断絶をおしんで、移住を固辞したとつたえられる。彼らは仕官したとはいえ非常勤とでもいうべく、時季をさだめていわば集中講義に任地へおもむいたのだった。

あるいは能楽の観世家の場合、はやくより本拠を江戸にうつしながら、その後もなお、由緒ある京都大宮の観世屋敷の経営を持続したのも、注目されてよい。これの逆をいったのが、能楽の渋谷流であって、紀州徳川家のおかかえとなったのを機に、その主力を和歌山城下へうつしたため、結局、地方能楽師となってしまう、手猿楽渋谷に発し、一時は禁裏御能楽師をもつとめた200年の栄光をうらぎる結果をまねいたのである〔堀口 1973: 31-32〕。この渋谷のたどった道程は、そのまま、京都在住の有利性を示唆するものであったといえよう。たとえ大名家の指南役として禄をはもうとも、京都の地に固執する家元のいたことは、それなりに理由のあることだったといわねばならない。

とりあえず想定しうる理由は三つである。

その一は、古都京都というオーソライズされた土地柄と、そのかもしだす文化的雰

14) 宗旦が仕官を拒否した話として、『本阿弥行状記』168条に、次のような記述をみる。

或年宗旦子を御大名方より達て御招きに付、江戸表へ被参候事極り、大津迄行て、俄に不快とて終に出府止候由。實は虚病にて、其人へ屈し候て御館入の事、一向に不同心故と相聞申候。我等なども別て念比に候へ共、此氣先に於ては基だ以て心恥敷存る事度々有之候。

囲気に依存することにあつた。芸能者というものは、かならずしも技艺の優劣のみによって評価をうけるものではない。しかも彼らが啓蒙者・教授者として存在するとすると、いっそうそれをとりまく雰囲気が大切な要素となる。その時、京都という土地のもつ雰囲気を背景にすることの利点は、おおきかつたといえるであろう。

その二は、いますこし現実的な理由である。それは、家元が家業をまっとうするために必要な物資が、京都以外のところでは容易に調達しがたかつたという事情である。遊芸は、高級奢侈生産ないし伝統的手工業のうみだす製品によって維持される。いうまでもなく京都は、その中心地である。のちに「千家十職」の編成をみるように、京都在住の家元は、みずからの「このみ」の用具を手ちかに入手する条件をもっていたのだった。

その三——おそらくこれが最大の理由であろう——は、京都には町衆文化以来の遊芸人口が、他の都市に先だつて形成されており、宗家がそれとの接触におおきな魅力を感じていたことがある。宗旦の高弟いわゆる宗旦四天王はいずれも町人茶人であつたし、花道の池坊にも「好立花町人」の出入が、はやくからみられたのである。町人社会の遊芸人口を相手どる点においては、名門宗家も町師匠もかわるところはない。家元たちは「二足のわらじ」をはいたのだという先学の指摘はするどい〔西山 1962: 183-184〕。

理由あるいは動機がどのようにあつたにもせよ、一部の家元が京都在住をつづけたことは、結果として、彼らが家元制度の組織化に着手したとき、有力なはたらきをなしたこと、疑問の余地がない¹⁵⁾。

3. 家元における正統性の確立

さて第三に、諸流派宗家がある種の正統性を鮮明にする過程のあつたことを、指摘しておく。それはそのまま、家元制度の形成にあたり、家元の名のもとにその中枢にすわる資格もしくは名門性の確立といつてもよい。

(1) 大住院事件と池坊

立花の池坊では、一連のお家騒動を剋服することで、それがはたされる〔森谷 1976: 16-19〕。まずその第一段階は、二代専好とその養子専存の対立にはじまる。対立の契機は分明でないが、寛永の末年より正保年間にかけて、専存は伊勢国に「遷流漂泊」(『立花聞書良禽鈔』)を余儀なくされたほどであつたから、父子の関係は、勘当

15) 林屋氏は、京と家元をつなぐものとして、京都という都市の「中華性」「企業性」「伝統性」を「三つの性格」としてあげている〔林屋 1975: 165-166〕。

同然の深刻な状態にあったことがうかがえる。この内紛は、高弟河原町周玉らの和解工作をうけいれた専好が妥協することによって、終結した。しかしこの結末は、宗家の後継者決定が高弟の発言力によって左右されたことを意味していた。

当時、池坊では宗家側近の門弟を、一門衆もしくは外弟と¹⁶⁾よんだが、その外弟たちの抗争がお家騒動の第二段階となる。専好の没後、4年ばかりで嗣子専存が死に、しかも後嗣専養がいまだ幼年という状況下で、その抗争が激化した。対立の一方の極が河原町周玉、他方に大住院以信（別の名を日甫）がいた。この時、周玉は幼少の専養を擁して、宗家の後見役をもって任じ、他の一門衆をも結集していわば主流派を形成することに成功する。大住院は、近衛予楽院をして「門人の随一」（『槐記』）といわしめた人物であったが、専好生存中は主として江戸で活躍していたため、作風はもとより支持層についても、他の一門衆との間に懸隔が生じていた。大住院はおのずと反主流派となる。

ちなみに、周玉ら外弟のおおくが町人出身あるいは町人社会をよりどころにしていたのに対して、大住院は本能寺の僧侶に出自し、江戸では武家社会と、帰京後は官廷社会と交渉がふかかった¹⁷⁾。

この両者の角逐は、池坊門弟よりの大住院除名というかたちに発展する。寛文13年（1673）刊の『六角堂池坊井門弟立花砂之物図』一冊のなかに、大住院の作品は一点もとられていない。前年刊行の『立花古今集』には彼の作品も採用されているから、大住院除名の時期を推定することができる。大住院は延宝6年（1671）に自撰作品集『大住院立花砂之物図』一卷を刊行している〔山根 1970: 107-110〕。この頃にはすでに別派を形成していたものごとくである。貞享2年（1685）『京羽二重』は、例の「諸師芸著」の項に、池坊と対等に大住院の名を記している。これは、大住院が宗家たる池坊をはなれて一家をなした——もしくは世間がそう認知した——ことを示唆する。

周玉らは、かかる大住院の分立を許容せず、京都町奉行所に訴訟し、「巳ノ七月七日」¹⁸⁾大住院主催の七夕立花会破却という実力行使の挙にでたのである。そしてその

16) 『立花開書良翁鈔』には、池坊家の外弟として、大住院・十一屋弥兵衛尉・同太右衛門尉・高田安立坊周玉（河原町）の4人の名があげられており、「此四人ハ花洛の高手に撰れて、人の執せし器なり」と記されている。

17) 大住院が官廷社会と関係をもっていたことは、『堯恕法親王日記』天和元年（1681）7月3日条に、「大住院於客殿蓮花一色立之、大住院ハ本能寺ノ寺家ノ僧也、池之房一流立花之名人也」とみえるのなどが参考となる。

18) この「巳」をいつと推定するかによって、大住院追放の時期が前後する。〔森谷 1978: 90〕のごとく、延宝5年（1677）とすれば、『池坊永代門弟帳』が延宝6年よりかきおこされるのと符合する。ただし、大住院の京における活躍はその後も顕著である事実（註17参照）と矛盾する。しからは12年おくらして、元禄2年（1689）か。なお検討の余地をのこしている。

現場には、周玉にともなわれて、「専養母子」がたちあっていた¹⁹⁾。そもそも七夕立花会は、花匠が門弟の出品をえてもよおすもので、その流勢を誇示する盛儀であった。それを、公権力をたのんで破却したのであるから、ことは重大である。その時、池坊主流派が用意した論理は、「七夕之花之儀は池坊より外ニハ不仕候」(「乍恐言上」池坊文書)、つまり池坊の特権だというものであり、その正統性の証として、「専養母子」の臨場を必要としたのだった。大住院という別派が生じたとき、花道界における池坊の正統性がつよく主張され、町奉行所がそれを公認することで、その正統性は確立されたのである。今日、池坊に伝存する大部の門弟帳が、延宝6年(1678)に記載を開始していることは、この紛争の経過と無関係ではなかった [守屋 1978b: 45-67]。

(2) 利休百回忌前後の茶湯界

17世紀後期の茶湯界にあっては、競合する諸派の間に、共通して利休回帰の志向があらわれていた。それぞれの流派が、みずからの流風の正統性と独自性を表明するに際し、自派の流祖をこえて、いずれも直接に利休との関係を強調する傾向が、期せずして顕在化し、それは元禄3年(1690)の利休百回忌をむかえて、ひとつの頂点に達した [守屋 1974: 15]。利休を茶聖視する素地が、つちかわれつつあったのである。

利休百回忌のその年、山田宗偏の『茶道便蒙抄』が上梓をみた。著者の宗偏は宗旦四天王の一人、宗偏流をおこした人物である。この書に序文をよせた中根素庵は、宗偏を「今之利休」とよび、利休正脈の茶法の体现者だと評している。そうした評言が最大の讃辞となる世相だったといえよう。翌年には、同著者の『茶道要録』が刊行されるが、その付録に「利休伝」が掲出されている。宗偏の意識では師宗旦を介して、少庵・利休と遡源すれば、相承の原点に利休が位置していることを主張したかったにちがいない。

同様の論法は、現状の批判にももちいられた。ややくだって、藪内流五世紹智(竹心)は、その著『源流茶話』において「初心の人」がみだりに末法を弄し法をみだし道をうしなっている状態をなげき、「茶道の本源」すなわち利休の茶法に依拠すべきことをといている。毀誉両様に、利休回帰をかかげるのが、正論としてうけいられる風潮がたかまっていた。そしてその間には、黒田藩士立花実山による利休伝書『南方録』の発見という、いささかいかかわしさを禁じえない出来事も、おこっているが、ここでは詳述の要はない [守屋 1974]。

19) 『立花聞書良禽鈔』に、以下のごとくみえる。

彼三人(周玉・弥兵衛尉・太右衛門尉)正しきを頼ミ、誠を尽して二条の御陳(陣)になげきしかば、大住院が不恐天命働きハ、唯天命をしらざるにてそ、其儀ならば其会所に参て打破れと蒙公裁、専養母子・周玉等、彼所に至て一座の連花を破却し早。

しかし、かくして利休直系の茶人に正統性がみとめられればられるほど、実は利休の嫡流たる千家の由緒ただしさが浮上するのは、皮肉な、しかし、いたしかたない結果であったといわねばならない。茶湯界における千家の圧倒的優位は、利休百回忌を前後する時期の、利休回帰の声のたかまりのなかで、おのずと確立されたのである。はるかのちの『諸流家元鑑』でさえもが、茶湯界の家元とは三千家のみをさすもので、他流は利休の内からでたものであるから、家元とはいうべきでない²⁰⁾と主張している。千家が、ほかならぬ利休との関係で確立した正統性は、家元制度形成期を通じて不動であった。

畢竟、のちに家元制度をかたちづくるほどの家元は、その前段階において、すくなくとも上記の三つの立脚点——すなわち幕藩体制への依拠、京都という地盤の維持、みずからの家の正統性の確立——をきずいて、その優位性を獲得していたのだった。こうした正統派諸流宗家が、前節で論述した遊芸大衆化社会に眼をむけた時、家元制度は、なるべくしてなるのである。

Ⅳ. 本論——その3

ようやく小稿は、家元制度の形成される経過——18世紀における状況——について考察するところに、たどりついたようである。もっとも、すでに二節にわたって記述してきた論旨からして、その経過については、おおよその筋道の想定が可能であろう。すなわち、その地位を優勢に保障された家元が、一定の組織原理にもとづいて、直属の門弟を核に遊芸大衆を組織した時、家元制度への飛躍が達成された——と。

むろん、個々の流派によって、家元制度形成の具体的過程の実情は区々として様でなかったが、事例に即した考察はひとまず後にまわし、まずここでは、家元制度が共通して採用した組織化の論理の面から、検討をくわえていくことにしたい。

1. 名取制度と遊芸人口の系列化

第一は、大量かつ広域に出現した遊芸人口、およびその人口に教授して生計を維持する中小町師匠を、家元がどのように把握するかにかかわる。結果的にみて、家元制度においては、市井の諸師を家元のもとに系列化し、彼らを仲介に、彼らが直接に掌

20)『諸流家元鑑』の茶道の項には、家元としては千家をあげるのみで、他の14の流派については「何レニストモミナ中興ノ祖利休居士ノ門ヨリ出タルモノニシテ、此道ノ家元トハ云ベカラズ。只一家ヲナセル而已也。故ニ千家一家ヲアグ」とのべている。

握している素人門弟ぐるみ、家元の傘下にとりこむという方式を考察して、この課題に解決をあたえたのであった。

ここに、いわゆる名取門弟なるものの創出がある [西山 1959]。従来、特定流派と無縁であった諸師に、ある流派の宗家が、その姓もしくはその家に特有の一字名の名りをゆるすこと——これが名取である——で、彼らをあたかも家元の一門同族であるかのように遇するのである。名目ばかりでなく、名取門弟には、家元の権能の一部を行使する資格が授与される。それは主として、流儀の名をかかけ、家元の代行として素人にむけ教授をおこなう資格である。

名取門弟は、流派によって、直門・取立・直弟などの名称でよばれることもあり、また組織内部における階梯上の地位も一定しないが、要するに流派中枢部と素人大衆との中間に、その存在を位置づけられるものであった。家元は全国に分布する名取層——中間的師匠——を介して、末端の弟子を系列化することができるのである²¹⁾。これら中間的師匠によって家元とむすばれた門弟は、やがてそれぞれに、今度はみずからが名取となって、あらたな門人を家元のもとに結集させていく。かくして家元は、京都にいながらにして、各地域・各階層をおおう組織をつくりえたのである。

もっとも、名取制度の創出は、かならずしも家元サイドのみの都合によるものではなかった。とりたてられる町師匠の側にも、そしてそれにしたがう素人大衆の側にも、そうした要請が内在していたのである。無名の町師匠にすれば、名取となって高名家元の名声を背後になうことは、群小諸師間の競争を有利にし、なによりも門人の増加につながる。一般の素人入門者にしても、師匠選択に際してその名取の有無は、重要な基準となるからである。名取の師匠につくことは、素人なりに家元の末端につらなるわけで、しかもその家元はおおくが諸大名の指南役でもある。間接的とはいえ、大名にもつかえる家元の教授をともしるのは、町人大衆の「外聞」を充足してあまりがあった。

町人社会へ遊芸が普及する理由のひとつに、上昇期にある彼らが、経済的実力とは別に、経済力をこえた「外聞」をもとめていたことが指摘されよう [守屋 1977: 43-48]。町人が芸事を修得するのは、そうしたソーシャル・ステイタスのシンボルの獲

21) このように、諸師を中間に配して遊芸人口を家元が組織していくというネットワークの様相は、たとえば池坊の『永代門弟帳』などをみると、手にとるように理解されよう。この門弟帳への登載は、「上村伝五左衛門弟子分、書中ニ而門弟帳留置」といったぐあいに、中間的師匠を通じておこなわれ、たとえ直接家元を訪れる場合でも、かならずその「同道」ないし「取次」を必要としていた。宝永6年には、北島五郎右衛門というものの「取次」で、大坂の門人14名が一度に門弟帳に記入されているが、同時に彼は摂津有馬郡および河内国北島村のもの数名の「取次」もしている。この人物の素姓はつまびらかでないが、大坂を中心に摂・河・泉に広く自分の弟子を有する、池坊系の中間的師匠であったことは、まちがいのないところである。

得に通じたのである。であればこそ、由緒ただしき芸能を、これまた由緒ただしき名譽の師匠について取得する必要があったのだった。しかし家元自身の教授をうけるには、あまりに状況は大衆化していた。したがって、せめてものことに、宗家お声がかりの中間的師匠が必要だったといえよう。名取制度の採用は、こうした社会的要請にもかなっていた。

2. 大衆教授のメカニズム

第二に指摘すべきは、家元傘下に系列化された遊芸大衆を前提にして、教授システムをいかに編成しなおすかという問題にかかわる。

上記のごとく、名取門弟の創出は、従来、家元個人の人格に集約され、家元周辺の特定集団に限定されていた家元名義の教授行為が、家元自身の手をはなれて大衆社会に放出されることを意味していた。たしかに家元制度は、家元による遊芸大衆の組織化にちがいはなかったが、視点をかえれば、それは家元それ自体の大衆化でもあったのである。しかし、大衆社会で分散しておこなわれる教授行為は、あくまで家元の機能の代行であった。だとすれば、その教授には全体として一流儀としての整合性がなくてはならない。家元制度は、大衆組織にふさわしい教授システムを必要とするのである。

上の事態を如実にしめすのが、各流派ですすめられたカリキュラムの整備であったといえよう。それは、教授法の基準化ないし標準化にはかならなかった。千家を例にとるなら、一般門弟への教授には、「相伝もの」とよばれる七つの段階が設定をみている [久田 1964: 163-175]。すなわち (一) 習事、(二) 茶道箱、(三) 唐物、(四) 台天目、(五) 盆点、(六) 乱飾、(七) 皆伝の七つが、それである。千家流であれば、入門者はどの師匠のもとにあっても、ひとしくこの階梯に準拠して稽古をつみ、一段階をおえるごとに免許状をうけることになる。

池坊の場合でも、18世紀前期の段階で教授過程に変化がみられた。池坊の立花は、一般に許物から技能伝授をへて巻物相伝にいたる順序で習得が認定されるのであるが、そのうち、いま巻物相伝についてみると、元来、大・小・生花の三巻相伝をもって皆伝とされていたものが、この時期、さらに廿四カ条・十三カ条の巻物をくわえて、都合五巻の相伝にかわる [森谷 1978: 91]。立花の大衆化にともない、初級の相伝事

22) このことは、宝永5年(1708)に三代専好が記した「巻物相伝并折紙礼式之覚」によってしることができるが、同時にそこには「一. 大巻物 銀五枚」「一. 小巻物 同三枚」「生花巻物 同三枚」「廿四ヶ条巻物 銀一枚」「十三ヶ条巻物 金二百疋」「折紙礼代 金二百疋」「床構免許礼物 銀二枚」など、免許発行にともなう「礼物」の金額が具体的にしめされている。

を付加したものとみてよい²²⁾。

こうした教科課程の提示は、教授の統一性を保障したが、同時にそれをうける側にとっても有益であった。素人入門者にすれば、自分が習得しようとしている芸事の修業の道程をあらかじめ了解することができるし、また達成度をたしかめる目安となるものであった。さらに皆伝にいたるまでに、相応のレベルごとに免許状がもらえるというのも、学習意欲の持続に効果的であるにちがひなかった。あるいは、たとえ途中で稽古をやめたとしても、それまでの課程は何枚かの免許状が証明してくれるのである。まさしく、大衆教授にふさわしいシステムであったといえよう。

しかし、この際とくに留意したいのは、この教科課程が、誰であろうと稽古さえかさねるならば、免許皆伝に到達する可能性を公示していることにある。あとは、その間の授業料と免許料にたえるという経済的次元の問題となる²³⁾。しかもまた、それは名取となる可能性をもしめしているわけで、やがては、みずからも教授スタッフを構成することになる。つまり、こうして整備されたカリキュラムは、家元制度の大衆組織としての開放的性格をいかに表明するものだったのである。

3. 完全相伝と不完全相伝

しかし、この大衆組織があくまでも家元を頂点に、かつ破綻なく運営されるためには、つねに家元の存在の絶対性が継続していなくてはならない。第三に考察すべきは、その絶対性をいかにして家元が確保しつづけるかという点にある。

結論を先どりしていえば、免許状発給という権限の独占によって、それは維持されたのである〔西山 1959〕。すなわち、宗家の名による教授は名取というかたちで諸師に分与したものの、しかし教科の諸段階で発行される各種の免許状は、すべて家元がこれを授与するという形態をとるのが、家元制度の原則である。なるほど、教授という行為と、伝授もしくは相伝という形式は、本質においてことなるのであって、伝授・相伝の認証は、家元みずからの専権として、家元の発行する免許状によってのみおこなわれなければならないのである。伝授・相伝というレベルでは、中間的師匠の任は、教授の結果として、ただそれを家元にとりつづにすぎない。

遊芸大衆が、実質的達成度——実力の如何もさりながら²⁴⁾、むしろしかるべき免

23) 先にもひいた『後はむかし物語』に、能に関連して「伝授事をも多くすますを旨とし、家もとも謝礼をとる事なれば」云々とみえるのは、その間の事情をすどく指摘している。なお能や狂言の場合、特定の曲を免状物と称して、曲目に応じて、小伝・中伝・奥伝、あるいは小習・中習・大習などといった教授の段階を設定している〔西野 1978: 146-147〕。

24) 先引『後はむかし物語』に、「伝授物済たるには不相応なる下手」とあるのは、免許と実力の間差の生じている現実をつたえている。

状に執着しているかぎり、もしくは間接的にもせよ家元の門下であることの証をもとめている以上、家元の免許状発行権は、積極的な機能をもちつづける。しかも、家元制度下における教授システムの再編成は、これまでより以上に免許状のもつ意義を増幅したともいえるのであった。

ところで、家元制度が採用したこの方式を、不完全相伝とよんで、自余の完全相伝と区別してかんがえようとする先学の説は、きわめて説得力にとむものがある [西山 1958]。ここでいう完全相伝とは、伝授の結果、最終的に免許の発行権までも門弟に授与してしまう相伝方式であり、17世紀にはごく普通におこなわれた相伝方式なのであった。この方式でいくと、高弟はつぎつぎと自立して一家をおこすことになる。つまり同業者間にあらたな流派が増加しつづけるわけで、ついには宗家がそれらのなかに埋没する危険性があった。事実、利休七哲とか宗旦四天王などとよばれる人々は、それぞれに一派をたてて千家に対抗する勢力となり [村井 1969b]、それが利休百回忌前後の正統性あらそいを惹起したという経緯も、あったのである。

だからといって、教授対象を特定して皆伝への道をとざせば、たちまち大衆化した状況に対応しきれなくなるのも、自明であった。家元制度は、このところの矛盾を、家元が一切の免許状を独占的に発行し、原則としていかなる門弟にもその権能を譲渡しないという不完全相伝方式を考案することで、一挙に解消したのだった²⁵⁾。

4. カリスマ性の存立根拠

最後に、第四として考察されねばならないのは、家元制度における家元の性格——しばしばカリスマ性とよばれる——をめぐる問題である。

家元制度は、芸能を大衆的な遊芸とみとめた時点で、そのような状況に対応してうみだされたものであった。しかし家元は、それを承知のうえで、しかもなお芸能の道としての精神的規範を否定することなく、むしろくりかえしその喧揚につとめるのである。家元制度下において、家元はみずからを伝道者に擬したといってもいい。彼はもはや啓蒙者ではないのであって、道をとく人として大衆の前にあらわれる。したが

25) 不完全相伝の成立をもって家元制度形成の指標とするかんがえ方は、西山松之助氏の独自の説であり、おおくがこれにしたがうが、林屋氏の見解は微妙にことなっている。林屋氏は当初 [林屋 1953: 342-348] において、家元制の成立を寛永期とかんがえ、その後、西山説が提起されるにおよんで、いったんは西山説にしたがったが [林屋 1964a, 1964b]、さらに [林屋 1967] では、寛永期における完全相伝の成立により、すでに家元制度は成立しており、不完全相伝の採用によって家元制度のいっそうの整備にむかったと主張する。いわば家元制度形成二段階論とでもいうべき説であるが、この説がなりたつためには、寛永期に成立したという第一期家元制度の実態が検証されねばならず、また完全相伝がはじめて寛永期におこったものかどうか、検討されねばなるまい。

ってその組織が、一面で宗教的な教団との間に濃厚な類似性を呈するのを、さげがたい。日本の芸能が必要以上に精神主義的傾向を随伴するのは、もともとそうした伝統的風土があったことであろうが、近世以降、とくに家元制度による粉飾をこうむって、いっそう助長された面のあることも、考慮にいれておかねばなるまい。

これまで記述してきたように、家元制度は、たしかに各段階に応じて免許をあたえ、ついには皆伝にもいたる開放的性格をもつ大衆組織であった。しかし、家元が免許発行の最終的権限をもちつづけるためには、その道の統合者としての家元に、権威と権限を揃せしめる集約的性格をも、不可欠としていたのである。家元たちが、家元制度成立の前段階で確立した三つの立脚点は、ここでも有効にはたらくはずであった。家元制度は、組織論理として、かかる二律背反を内包していたのであり、周辺部における大衆的教授は、中枢部における独占的権威の再生産と不可分の関係にあるといえよう。

千家では、かつて皆伝の免許をえたものに対して、「密参箱」という箱をあたえ、なかに『利休居士茶之湯口伝』以下、自流の秘伝書数種をおさめ、施錠して他見をゆるさなかつたといわれる〔西山 1962: 220; 林屋 1964a: 162〕。5世宗室（又玄斎一灯）の書付を有する実物が残存しているから、18世紀なかばには、この制度が成立したものとかんがえていい。秘伝的伝授の形態を、こうして再現したのである。おなじ茶湯の藪内家では、免許の伝授にあたり「真仰（行）状」と称して神文誓紙の提出を要求した。その内容は、利休への供養尊敬を誓約するもので、それによって、利休直系をもって任ずる家元への帰依を確認するのであった。このような秘儀・儀礼を、ことさらに演出することで、カリスマとしての家元の地位が、そして門弟間の同門意識が強化され、家元制度は組織として完備するのであった。

以上の、本節の論旨を要約すると、次のようになろう。すなわち、家元制度は市井の諸師を家元傘下の中間的師匠にとりたてて遊芸人口を組織し、素人門人にも皆伝の可能性を約束する開放性・大衆性をしめしつつ、免許の発行権を家元が独占的に掌握し、そのためにも家元のカリスマ性を強調した——と。

V. 本論——その4

これまでは、家元制度の形成をその組織のあり方に中心において論じてきたのであるが、最後に、家元制度の形成期に家元の管理する芸能の態様——いわゆる芸態がど

のように変化するののかという点の考察にすまねばならない。家元制度があくまでも芸能にかかわる組織である以上、あらたな組織の出現は、その芸能内容にも一定の変容をおよぼしたであろうことは、容易に予想されるからである。その面への言及によって、ようやく小稿は完結するものとかんがえる。

しかも芸態上の変化は、また家元制度の組織上にも影響をおよぼさずにはおかないのであって、この面への考察は、同時に家元制度形成期における一流派内部の、具体的な組織改革の実情をうかがう通路ともなりうるはずなのである。

1. 千家七事式の歴史的位罫

千家において、七事式と称される特殊な茶法がある。すなわち、花月・旦座・茶かぶき・廻炭・廻花・一二三・数(員)茶の七つが、それである。表千家の如心斎天然、裏千家の又玄斎一灯、江戸千家の始祖となる川上白らの手で撰定されたものとつたえ、その撰定は、18世紀の中期と考証されている[西山 1962: 221; 林屋 1964a: 163]。時期的にみても、ちょうど千家における家元制度形成期と一致し、しかも撰定に関与した顔ぶれは、いずれも家元制度の実現に寄与した家元たちであった。つまり七事式と称する茶法は家元制度の形成期にあたって、あらたに考案された茶湯の芸態なのであり、当面の話題に格好の素材を提供しているのである。

七事式の、その一々についてのべることはしないが、七事式に共通する特色は、茶会における遊戯性の容認、もしくは茶会の遊戯化の許容にあるといえよう。たとえば、花月にあっては、札とりによって花をひいたものが点前をし、月にあつたものが茶をのむといった具合に、本来の亭主と客の關係にこだわらない遊戯的要素が濃厚である。また旦座においても、一座五人に香・花・炭・濃茶・薄茶の役を分担するといった趣向がある。茶かぶきは、中世の闘茶の系譜をひくもので、五服の濃茶をのんで、そのなかから、あらかじめきめられた三種の茶をあてる式であり、競戯性のかつた、これも遊戯なのであつた。つまりは、七事式には、多人数の参加と参会者の積極的な役割分担に、あらたなサロン性を看取することができる。

こうした芸態の七事式制定の前提には、普及期における茶湯が遊芸として遊戯化する傾向があつたとみるべく、家元側がこの傾向をうけいれ、逆に方式をさだめてそのレパートリーのなかに位置づけ、あわせてこれらもまた、特別に免許を必要とする教授対象にとりこんだものと考えられる。遊芸大衆の動向に、家元制度がしめした現実的対応のあらわれが、ここにみとめられよう。

さらに興味をひかれるのは、これらが一度に多人数を相手にする教授にふさわしい

形態をとっていると指摘される点である [西山 1962: 221]。一二三の式は、亭主の点前に対して、客方がそれを批判し点数をつけるといったものであるが、これにはやはり点付という遊戯性がみとめられるとともに、それは茶の稽古としての性格があるといわれる。一種の相互批判による教育的効果をねらっているのである。だとすれば、七事式の撰定もまた、家元制度下における大衆教授のあり方とふかく関連していたということになる。しかも一々の式には、たとえば花月であると、濃茶付をはじめ炭付・壺荘付・軸荘付・香付など、多岐にわたる要素が複合されているから、ひとつの式を習得することで、それに付属した習事のいくつかを、あわせて教習することができるのであった。

2. 立花から生花へ

これを花道においてみると、立花から生花へという推移に、より際だった芸態の変容をみとめることが可能である。

そもそも立花は、書院造の大広間を荘厳するのが本来であり、武家ないし貴族層の間にはそれを支持する基盤があったが、町人層にとっては、当時の町家の構造からしても数間におよぶ大床をかまえることは無理であって、町人社会に花道が普及したとき、町家の一間床になつかわしい生花が愛好されることになるのは、自然のいきおいというべき現象であった。しかもそれは、仰々しい立花にくらべて、はるかに花材も安価であり、なにより「初心の為に学び易い」(『生花濫觴御家元由来之事』)花なのである。

ところで、池坊はもともと立花によって一家をなしてきた家柄である。しかし家元制度を形成し、大衆的な花道人口を傘下におさめねばならない段階にたちいたった時点で、生花への進出をはかる。生花は、系譜的には茶花・抛入花の伝統をくむもので [波戸 1970: 122], 18世紀前期には立花とは別の千家古流・遠州流・庸軒流など、茶人系の流派を中心に台頭してきたものである。もっとも、それまでの池坊花道のな

表3 「専定一世納」時における池坊の組織と役職

立花	総会頭 前惣会頭 国会頭 三巻 両巻 大巻 小巻 花方 会中
生花	総会頭 前惣会頭 国会頭 生花会頭 生花目代 花定式 巻伝 七種伝 花方 花方助役 生花補助 生花行司

しかあたらえていなかったといえる。しかし池坊は、町人社会における生花の流行に対処して、それを立花と対等の位置にひきあげ、みずからの

レパートリーを立花と生花の二本だてとしたのである。むろん、教授体系のなかに生花をくわえたこと、いうまでもない。

池坊においては、この立花・生花の併用に平行して、内部組織におおきな改革がくわえられることになる【森谷 1979: 558-559】。18世紀はじめにおける池坊の家元制度は、家元を頂点に会頭・花頭——会行司・会宰——会中——入門という順序で職階がかたちづくられていた。これは、既述の巻物相伝・技能伝授・許物許容といった立花練功の順位に対応したものであった。それが生花採用後の19世紀はじめには、立花の役職と生花のそれに二分化し、しかもそれぞれ、別掲のごとく複雑な細分化をみた。池坊門人の増大と生花採用に対応した組織の再編であったが、こうした役職の増加は、門人たちの組織内部への昇進の可能性をひらくものでもあり、池坊家元制度をより強化する効果が期せられていたのだった。

このような芸態上、組織上のおおきな転換は、池坊22代専定のもとで達成されたものとみることができる²⁶⁾【伊藤 1978: 27】。天明より文化——すなわち18世紀後期より19世紀初頭にかけての時期である²⁷⁾。この頃は、すでに池坊における家元制度は一定の組織化をおえて以後にあたるから、この転換は、門弟のより量的な拡大を意図した質的転換のころみであったと理解される。事実、専定の時代は、池坊門弟が飛躍的に増大した時期として、のちに回顧されるのである。

文化14年（1817）3月、京都東山で開催された専定の「一世納会」に出陳した門弟の様子をみると、北は北海道から南は九州にわたって、ほぼ全国を網羅し、その数1251名をかぞえる。しかもその内訳は、立花を出陳したものの405名に対して、生花の方は倍以上の846名に達しているのである。この広域にわたる門弟の獲得が、生花の採用にあったことが、右の数字に如実にあらわれているというべきであろう。

3. 能太夫と素謡諸師

ある流派の家元が、もともとそれより下位に属するとみなされていた芸態を吸収して、流勢の拡張をはかった事例は、ひとり池坊における立花より生花への転換にかぎらなかった。京観世五軒家の形成——すなわち、元来、能太夫をもって一家をたててきた観世流宗家が、在京の素謡諸師を直接に掌握するにいたる経過も【守屋 1979b:

26) 『文化増補 京羽二重大全』の諸師諸芸の項で、池坊の肩がきがはじめて「立花・生花」と併記されるにいたるのも、この時期に、池坊が家芸として立花と生花を併用したことの傍証となる。

27) 専定には、文化5年（1808）刊『根本生華百華式』、文政3年（1820）刊『插花百規』など生花についての著述があり、池坊家元として生花の規範をといっている【伊藤 1978: 27】。

226-230], 同様の動向のひとつとして理解することができよう。この場合、能と謡(素謡)の関係は、花道における立花と生花のそれに対比される。花道にあっては、立花家元池坊がみずから生花にも手をだすというかたちをとったが、ここでは、能太夫家元観世家が、その門下に謡の師匠をとりこむという方向にでたのである〔西野 1978: 146〕。

京観世五軒家というのは、片山家を筆頭に園・浅野・林・井上の五家をいう。これらは、宝永版『京羽二重』以下の「諸師諸芸」欄における記載が、片山家を「能太夫」とする以外は、いずれもあくまで「謡」の項に名をつらねる家々なのである。しかもそれらは、もともと観世宗家の門弟ではなく、観世流脇方福王流服部家の門人として、世にでた家であった。つまり彼らは、服部家を通じて観世家となりがしかの縁があったものの、実際には福王流の謡の師匠として、その教授にあたる立場にあったということになる。

すでに関説したごとく、観世家は將軍直属の御能太夫として江戸に居住していたのであるが、京都大官の地には、足利幕府より拝領したとつたえる観世屋敷をのこしていた。宗家よりその京屋敷をゆだねられ、経営にあたったのが、服部家なのであった。したがって服部家は、観世家の京屋敷を拠点として、ある時期——1600年代後半より1700年代はじめ——京都に相応の流勢を扶殖することができたのである。そして園・林・浅野・井上の諸家は、その時期の服部家門人にはかならなかった²⁸⁾。

しかし、江戸の観世宗家と京の町師匠の間に介在する服部家の立場は微妙であって、『素謡代々の蹟』が詳述するように、師弟間の紛争がたえず、その都度、服部家は破門という強行手段で対抗したが、ために有力門弟のなかには、18世紀にはいと、服部家を排して直接に観世宗家の門にはいろいろとするものがあらわれるにいたった。しかも宗家が服部家の存在を無視して、これらの入門をゆるしたのは、観世家が家元制度の形成期にあって、京の町師匠の背後にある素人謡人口に着目していたことをうかがわせる。

やがて観世屋敷の管理・運営が服部家より片山家へうつったのを機に、片山家をふくめて五軒の家々は、ともに観世宗家の掌握するところとなった。それは観世家にしてみれば、能楽の一部にすぎないとはいえ、正規の能楽よりはるかに多大の人口を擁する謡の分野への進出を意味し、同家の家元制度の確立に画期をなしたのである。そ

28) 宝永版『京羽二重織留大全』巻一に「諸芸会日」の項があるが、そのうち「謡・月次会(月例会)」として観世講・園久兵衛・浅野太左衛門・林喜右衛門・井上次郎右衛門の五会日が記されている。観世講は服部家の主催するもので、のちには片山家が継承する。つまり五軒を一組とする風は、この時期にみえていたことになる〔守屋 1979b: 227-228〕。

れと前後して、当時の家元観世元章が謡本の改訂に着手する²⁹⁾のも [中村1967: 8-24]、また謡本の刊行に介入をつよめる³⁰⁾のも、能太夫家元が、謡にしめした関心を、よくものがたるものであった。

Ⅵ. 結 語

家元制度のその後の展開について、若干の予見を概説して、小稿の結語にかえる。というのも、如上の過程をへて形成された家元制度は、かならずしもそのままの状態現代にまでたちいたっているわけではないのであって、以後の動向もまた、それぞれの歴史的条件にかかわっている。

その一は、19世紀以後——いわゆる化政期——にみられる本格的な遊芸大衆化の開始にあたって、いったん京を中心に成立した家元制度にならって、同様の組織が二次的・三次的に派生する現象があらわれることである。今日、もっとも隆盛をきわめる日本舞踊の家元なども、この時期に江戸に出現したものであった。それらのなかには、一時的なものもあったし、また一地方にかぎられた組織もあったようであり、あるいはほとんど家元制度としての実体をそなえていないものまでが、家元視される風潮をも生じている。先引の『諸流家元鑑』は、そうした傾向の産物なのである。

その二に、明治維新とその後におとずれる文明開化期に、従来の家元制度がうける衝撃がある。この時点で家元は、従来の幕藩体制への依存をたちきられるとともに、在来の芸事に対する社会的評価の低下が、遊芸人口の減少をもたらし、家元制度をささえる素人大衆の離反が、それにおいうちをかけた。家元制度の近代化は、遊芸を教養・修養におきかえることではたされたといってよい。それは今日の家元たちの意識にもひきつがれる。そしてそれは、現代人の稽古事に対する共通理解でもある。

家元制度の形成と展開は、つねにその基盤たる素人教習集団との対応関係のなかに、本質をみいだすべきもののおもう。

29) 観世元章は、それまでの観世流謡本の詞章をおおはばに改訂して、明和2年(1765)今日でいう明和改正謡本を刊行した。これは家元制度のもと、家元のみが謡本の詞章の改変に関与するものであることを、実行をもって表明したものとみていい。もっとも、この改変は改悪だという評判で、彼の没後、旧に復した。

30) [西野 1978: 146]によれば、家元による謡本発行への介入の事例として、先述の明和改正謡本のほか、観世流謡本発行を独占する山本長兵衛と観世太夫との提携強化をしめす正徳本(実は安永5年—1776—頃の刊行)、また喜多流の安永本・文化本、宝生流の寛政本などをあげる。それらがいずれも18世紀後半の出版物であることが、家元たる能太夫と謡人口とのあらたな関係をうかがわせている。

文 献

- 権藤芳一
1978 「芸の継承と家元」『歴史公論』4(4):104-110。
- 波戸祥晃
1967 「花道における伝書の成立——その性格を中心に——」『芸能史研究』16:26-34。
1970 「様式への抵抗」林屋辰三郎編『いけばなの文化史』Ⅱ(図説いけばな大系3) 角川書店, pp. 117-127。
- 堀口康生
1973 「手猿楽波谷の二百年(後)」『芸能史研究』43:27-37。
- 林屋辰三郎
1953 「家元制度の確立」『中世文化の基調』東京大学出版会, pp. 342-348。
1964a 『図録茶道史——利休の道統——』淡交社。
1964b 『茶道全書』の成立——家元制度への道づくり——『古典文化の創造』東京大学出版会, pp. 368-385。
1967 「家元制度について——日本歴史の条理と芸能——」『芸能史研究』16:1-7。
1974a 「京の家元」『近世伝統文化論』創元社, pp. 242-248。
1974b 「人間宗旦——『元伯宗旦文書』をめぐって——」『近世伝統文化論』創元社, pp. 156-166。
1975 「京と『家元』」『江戸時代図誌』京都1 筑摩書房, pp. 165-170。
- 久田宗也
1964 「稽古より奥儀まで」林屋辰三郎・永島福太郎編『茶会と点前』(図説茶道大系3) 角川書店, pp. 156-208。
- 伊藤敏子
1978 「池坊専定」『歴史公論』4(4):27。
- 熊倉功夫
1970a 「江戸幕府の朝廷支配と公家家業」『詩林沂徊』11:8-18。
1970b 「知識人の教養」『日本生活文化史』第6巻 河出書房, pp. 173-188。
- 京都市編
1973 『京都の歴史』第6巻 学芸書林。
- 森谷尅久
1976 「大住院と池坊一門との相剋」『大住院以信 立花砂物図』pp. 16-19。
1978 「家元制度とその組織——池坊を中心に——」『歴史公論』4(4):88-95。
1979 「祭祀・芸能組織の近代的再編」林屋辰三郎編『文明開化の研究』岩波書店, pp. 541-568。
- 守屋 毅
1974 「芸能聞書の流布と機能」『茶湯——研究と資料——』8:14-20。
1977 Yūgei and Chōnin Society in the Edo Period. *ACTA ASIATICA* 33:32-54。
1978a 「家元制度の成立」『歴史公論』4(4):33-40。
1978b 「池坊永代門弟帳」その一『芸能史研究』63:45-67。
1979a 「池坊永代門弟帳」その二『芸能史研究』64:38-58。
1979b 『京の芸能』(中公新書) 中央公論社。
- 村井康彦
1969a 『茶の湯の歴史』(茶の湯ライブラリー2) 淡交社。
1969b 『利休七哲・宗旦四天王』淡交社。
- 中村保雄
1967 「能の固定と家元制——観世元章を中心として——」『芸能史研究』16:8-25。
- 日本大辞典刊行会
1972 『日本国語大辞典』第1巻 小学館。

守屋 家元制度

西野春雄

1978 「式楽と家元制度」『歴史公論』 4(4) : 142-147。

西山松之助

1959 『家元の研究』 校倉書房。

1962 「大名とその周辺」, 「京の四流」, 「家元制度」 芳賀幸四郎・西山松之助編『茶の文化史』(図説茶道大系 2) 角川書店, pp. 167-222。

大井ミノブ

1970 「生花の出現」 林屋辰三郎編『いけばなの文化史』 II (図説いけばな大系 3) 角川書店, pp. 128-136。

武智鉄二

1978 「伝統芸術と家元制度」『歴史公論』 4(4) : 56-61。

竹本幹夫

1978 「観世太夫元章」『歴史公論』 4(4) : 141。

立川 洋・広瀬千紗子

1978 「家元制度研究史 覚書」『歴史公論』 4(4) : 175-183。

筒井絃一

1976 「茶話真向翁 解題」 芸能史研究会編『日本庶民文化史料集成』 第10巻 三一書房, pp. 17~18。

1978a 「完全相伝から不完全相伝へ」『歴史公論』 4(4) : 82-87。

1978b 『茶書の系譜』 文一総合出版。

山根省三

1970 「立花の大成と展開」 林屋辰三郎編『いけばなの文化史』 II (図説いけばな大系 3) 角川書店, pp. 86-115。